



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例（防災危機管理課） …… 2
- 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平和・男女共同参画課） …… 3
- 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例（森林緑地課） …… 4
- 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（企業立地推進課） …… 5
- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港課） …… 9
- 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） …… 9

規 則

- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） …… 10
- 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） …… 10

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 …… 13

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 沖縄県防災会議条例の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
沖縄県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員を加える。（第2条関係）
- 2 沖縄県災害対策本部条例の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
災害対策基本法の改正に伴う所要の改正を行う。（第1条関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。（附則）

○ 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 沖縄県男女共同参画センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、必要な経過措置を設けることとした。（附則第4項及び第5項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 基金は、間伐等を実施する事業及び木材加工流通施設等を整備する事業に係る費用の財源に充てるとき、処分することができることとした。（第6条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 題名を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例」に改めることとした。
- 2 沖縄振興特別措置法の一部が改正されたことによる規定の整理を行うほか、公の施設の名称を「沖縄国際

物流拠点産業集積地域内施設」に改めることとした。(第1条関係)

- 3 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設を構成する施設の名称及び位置を定めることとした。(第2条関係)
- 4 3に伴う所要の改正を行うこととした。(第3条、第4条、第6条、第8条、第14条、第15条及び別表関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとした。(附則第1項から第3項まで)
- 6 3に伴い、沖縄県特別会計設置条例(昭和47年沖縄県条例第45号)の一部を改正することとした。(附則第4項)

○ 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第71号)

- 1 石垣空港を廃止し、新石垣空港を設置することとした。(第2条及び第3条関係)
- 2 航空機の重量の換算単車輪荷重制限値を改めることとした。(第5条関係)
- 3 駐車料を納付すべき駐車場に新石垣空港の駐車場を加えることとした。(第20条関係)
- 4 新石垣空港内駐車場の駐車料金の徴収に関する事務を、権限移譲の協議の整った石垣市が処理することとした。(第23条関係)
- 5 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第72号)

- 1 沖縄県宜野湾警察署及び沖縄県沖縄警察署の管轄区域を改めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成24年12月1日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第67号

沖縄県防災会議条例及び沖縄県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(沖縄県防災会議条例の一部改正)

第1条 沖縄県防災会議条例(昭和48年沖縄県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の次に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある

者のうちから任命される委員」を加える。

(沖縄県災害対策本部条例の一部改正)

第2条 沖縄県災害対策本部条例(昭和48年沖縄県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄県防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に任命される第1条の規定による改正後の沖縄県防災会議条例第2条第1項の自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年2月14日までとする。

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第68号

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成24年沖縄県条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

4 平成24年4月1日から指定管理者による管理の開始の日の前日までの間に、新条例附則第5項の規定によって知事がした処分、手続その他の行為であつて、新条例中相当する規定があるものは、指定管理者による管理の開始の日以後においては、新条例の規定

によって指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

5 平成24年4月1日から指定管理者による管理の開始の日の前日までの間に、新条例附則第6項の規定により読み替えて適用する新条例第10条第1項の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、指定管理者による管理の開始の日以後においても、新条例附則第6項の規定により読み替えて適用する新条例第14条から第16条まで及び別表の規定の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第69号

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県森林保全及び木材利用促進特例基金条例（平成21年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 木材加工流通施設等を整備する事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、並びに当該事業に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

第6条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 間伐等を実施する事業であって、県が行うものの費用及び市町村が行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、並びに当該事業に要する費用を県が補助する事業の費用の財源に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖繩自由貿易地域及び沖繩特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月29日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

沖繩県条例第70号

沖繩自由貿易地域及び沖繩特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖繩自由貿易地域及び沖繩特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖繩県条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖繩国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「第41条第1項又は」を削り、「沖繩自由貿易地域及び沖繩特別自由貿易地域内施設」を「沖繩国際物流拠点産業集積地域内施設」に改める。

第2条を次のように改める。

（施設の名称及び位置）

第2条 沖繩国際物流拠点産業集積地域内施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
沖繩国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先
うるま地区内賃貸工場	うるま市字州崎地内
うるま地区内企業立地サポートセンター	うるま市字州崎12番94
うるま地区内素形材産業振興施設	うるま市勝連南風原5192番30

第3条の見出し中「沖縄自由貿易地域」を「那覇地区」に改め、同条中「沖縄自由貿易地域」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区（別表を除き、以下「那覇地区」という。）」に改める。

第4条第3号及び第4号並びに第6条中「沖縄自由貿易地域」を「那覇地区」に改める。

第7条第1項中「その旨を」の次に「県公報で」を加える。

第8条第1項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設」に改める。

第11条中「原状」を「現状」に改める。

第14条第1項中「沖縄自由貿易地域」を「那覇地区」に改め、同条第2項中「沖縄特別自由貿易地域内施設内」を「うるま地区内賃貸工場、うるま地区内企業立地サポートセンター及びうるま地区内素形材産業振興施設（以下「うるま地区内施設」という。）内」に、「沖縄特別自由貿易地域内施設」を「うるま地区内施設」に改める。

第15条第1項及び第2項中「沖縄自由貿易地域」を「那覇地区」に改め、同条第3項中「沖縄特別自由貿易地域内施設」を「うるま地区内施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区

種別	単位	金額
倉庫用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,310円
加工用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,310円
一般展示用施設使用料（専用使用）	1平方メートルにつき月額	1,830円
一般展示用施設使用料（一時使用）	1平方メートルにつき日額	60円
常設展示用施設使用料	1平方メートルにつき月額	2,760円
事務所使用料	1平方メートルにつき月額	1,830円

野積場使用料（専用使用）	1 平方メートルにつき月額	210円
野積場使用料（一時使用）	1 平方メートルにつき日額	10円
食堂用施設使用料	1 平方メートルにつき月額	1,790円
駐車場使用料（専用使用）	1 台につき月額	4,200円

2 うるま地区内賃貸工場

種別	単位	金額
1,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	800,000円
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,200,000円
2,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,600,000円

3 うるま地区内企業立地サポートセンター

種別	単位	金額
事務所使用料	1 室につき月額	18,000円
会議室使用料	1 室1 時間につき	200円
附属設備使用料	1 式1 時間につき	160円

4 うるま地区内素形材産業振興施設

種別	単位	金額
工場使用料	1 室につき月額	260,000円
研修室使用料	1 室1 時間につき	400円
会議室使用料	1 室1 時間につき	210円

附属設備使用料	1式1時間につき	160円
機械器具使用料	1式1時間につき	4,930円

備考

- 1 専用使用とは使用の期間が1月以上のものをいい、一時使用とは使用の期間が1月未満のものをいう。
- 2 月額による使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 3 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を、1平方メートルとして使用料の額を算定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例中相当する規定があるものは、改正後の沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に改正前の沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(沖縄県特別会計設置条例の一部改正)

- 4 沖縄県特別会計設置条例（昭和47年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1第10号中「沖縄県自由貿易地域特別会計」を「沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計」に、「沖縄自由貿易地域」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域

那覇地区」に改める。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第71号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表及び第3条第1項の表中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める。

第5条第1項中「宮古空港」の次に「、新石垣空港」を加え、「石垣空港及び」を削る。

第11条第1号中「き損」を「毀損」に改める。

第20条第1項中「宮古空港」の次に「及び新石垣空港」を加える。

第23条の表中「石垣空港 波照間空港」を「波照間空港」に、「宮古空港」を「宮古空港 新石垣空港」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第72号

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表沖縄県宜野湾警察署の項中「宜野湾市 北中城村（字島袋及び字比嘉を除く。）」を「宜野湾市」に改め、同表沖縄県沖縄警察署の項中「のうち字島袋及び字比嘉」を削る。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

規 則

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第53号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）」に改め、同表4の項中「第2条第1号から第3号まで」を「第2条第1号、第2号及び第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第54号

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則

第1条中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

第3条第1項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の」に、「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用許可申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可申請書」に改め、同項第1号中「（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」を削る。

第4条中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用許可書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可書」に改める。

第5条第1項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用変更許可申請書」を「沖縄国際

物流拠点産業集積地域内施設使用変更許可申請書」に改め、同条第2項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用変更許可書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用変更許可書」に改め、同条第3項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用取消届出書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用取消届出書」に改める。

第9条第2項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用料返還申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用料返還申請書」に改める。

第11条中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用料減免申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用料減免申請書」に改める。

第12条第1項中「工作物等設置・施設原状変更承認申請書」を「工作物等設置・施設現状変更承認申請書」に改め、同条第2項中「工作物等設置・施設原状変更承認書」を「工作物等設置・施設現状変更承認書」に改め、同条第3項中「原状」を「現状」に改める。

第15条第1項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設原状回復届出書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設原状回復届出書」に改め、同条第2項中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設原状回復命令書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設原状回復命令書」に改める。

第17条第1号及び第3号中「沖縄自由貿易地域」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区」に改める。

第18条中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区

種別	単位	金額
倉庫用施設使用料	1平方メートルにつき月額	920円
加工用施設使用料	1平方メートルにつき月額	920円
一般展示用施設使用料（専用使用）	1平方メートルにつき月額	1,830円
一般展示用施設使用料（一時使用）	1平方メートルにつき日額	60円
常設展示用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,830円
事務所使用料	1平方メートルにつき月額	1,290円
野積場使用料（専用使用）	1平方メートルにつき月額	150円
野積場使用料（一時使用）	1平方メートルにつき日額	10円
食堂用施設使用料	1平方メートルにつき月額	1,260円
駐車場使用料（専用使用）	1台につき月額	4,200円

2 うるま地区内賃貸工場

種別	単位	金額
1,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	550,000円
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	750,000円
2,000平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,100,000円

3 うるま地区内企業立地サポートセンター

種別	単位	金額
事務所使用料	1室につき月額	18,000円

会議室使用料	1室1時間につき	200円
附属設備使用料	1式1時間につき	60円

4 うるま地区内素形材産業振興施設

種別	単位	金額
工場使用料	1室につき月額	260,000円
研修室使用料	1室1時間につき	400円
会議室使用料	1室1時間につき	210円
研修室附属設備使用料	1式1時間につき	160円
会議室附属設備使用料	1式1時間につき	90円
立型高速マシニングセンター使用料	1式1時間につき	3,000円
形彫り放電加工機使用料	1式1時間につき	2,760円
5軸制御マシニングセンター使用料	1式1時間につき	4,930円
射出成型装置使用料	1式1時間につき	4,640円

備考

- 1 専用使用とは使用の期間が1月以上のものをいい、一時使用とは使用の期間が1月未満のものをいう。
- 2 月額による使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額に、その月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 3 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その端数を、1平方メートルとして使用料の額を算定する。

第1号様式中「沖縄自由貿易地域の」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の」に、「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内工場の設置及び管理に関する条例」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

第2号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用許可申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可申請書」に改め、「(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に改める。

第3号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用許可書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可書」に改める。

第4号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用変更許可申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用変更許可申請書」に改め、「(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に改める。

第5号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用許可書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可書」に改める。

第5号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用変更許可書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用変更許可書」に改める。

第6号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用取消届書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用取消届出書」に改める。

年 月 日」に改め、「(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に、「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用許可書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用許可書」に改める。

第7号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用料返還申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用料返還申請書」に改め、「(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に改める。

第8号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設使用料減免申請書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設使用料減免申請書」に改め、「(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に改める。

第9号様式中「工作物等設置・施設原状変更承認申請書」を「工作物等設置・施設現状変更承認申請書」に改め、「(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に、「原状変更」を「現状変更」に改める。

第10号様式中「工作物等設置・施設原状変更承認書」を「工作物等設置・施設現状変更承認書」に、「原状変更」を「現状変更」に改める。

第11号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例」に、「沖縄自由貿易地域の」を「那覇地区の」に、「沖縄特別自由貿易地域内施設の管理上」を「うるま地区内施設の管理上」に改める。

第12号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設原状回復届出書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設原状回復届出書」に改め、「(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)」を削り、「代表者氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 印」を「代表者氏名 印」に改める。

第13号様式中「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設原状回復命令書」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設原状回復命令書」に、「沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例」を「沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第10号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表宜野湾警察署の部普天間交番の項中「、北中城村字安谷屋の一部、宇屋宜原、宇瑞慶覧」を削り、同

部大城駐在所の項及び北中城駐在所の項を削り、同表沖縄警察署の部照屋交番の項中「、字宮里」を削り、「宮里三丁目」の次に「、宮里四丁目」を、「東一丁目」の次に「、東二丁目」を、「字美里の一部」の次に「、美里仲原町」を加え、同部美浜警備派出所の項の次に次のように加える。

大城駐在所	北中城村字大城	北中城村字大城、字熱田、字安谷屋、字荻道
北中城駐在所	北中城村字仲順	北中城村字仲順、字喜舎場、字和仁屋、字渡口、字屋宜原、字瑞慶覧、字美崎

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、別表沖縄警察署の部照屋交番の項の改正規定は、平成24年11月19日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074	印 刷 所 有限会社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
--	--